



5 健第 1 5 3 1 号

令和 5 年 5 月 8 日

各 部 ( 局 ) 長  
教 育 長  
各 委 員 会 事 務 局 長 様  
議 会 事 務 局 長  
県 警 本 部 長

福 島 県 保 健 福 祉 部 長

福 島 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス  
感 染 症 対 策 事 務 局 長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイド  
ライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について (通知)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)  
が5月8日に廃止となったことに伴い、基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、  
施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組は廃止となりました。

つきましては、廃止に当たっての留意事項について、内閣官房新型コロナウイルス等感  
染症対策推進室から別紙写しのとおり通知がありましたので、本通知を踏まえ、対応して  
いただくとともに、事業者の自主的な取組への支援について、所管団体へ情報提供をお願  
いします。

【事務担当】 総括班 電話 024-521-7872 (内線 5741)

e-mail : corona-soukatsu@pref. fukushima. lg. jp